

意見書

皆さんの声を国・県へ届けました



若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書

今春卒業見込みの大学生の就職内定率は、昨年12月1日現在で、68.8%にとどまり、調査を開始した96年以降で最悪となりました。日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

景気低迷が長引くなか、大企業が採用を絞り込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方、採用意欲が高い中小企業には人材が集まらないといった、いわゆる雇用のミスマッチ(不適合)が就職内定率低下の要因の一つと考えられます。政府は、こうした事態を深刻に受け止め、今こそ若者の雇用対策を更に充実させるべきです。

特に都市部に暮らす学生が地方の企業情報を求めても、地方に所在する多くの中小企業は資金的余裕がないなどの理由で事業内容や採用情報などを提供できておらず、都市と地方の雇用情報の格差が指摘されています。若者の雇用確保と地元企業の活性化のためにも自治体が行う中小企業と学生をつなぐ「マッチング事業」に積極的

な支援が必要と考えます。

よって、政府におかれては、雇用ミスマッチの解消をはじめとする若者の雇用対策を充実させるため、以下の項目を早急に決定・実施するよう強く求めます。

記

1. 人材を求める地方の中小企業と学生をつなぐための「マッチング事業」を自治体が積極的に取り組めるよう支援すること。
2. 都市と地方の就職活動費用の格差是正とともに、どこでも情報を収集できるよう就活ナビサイトの整備等を通じて地域雇用の情報格差を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

奈良県広陵町議会

(送付先 内閣総理大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣)

公的保育制度の堅持、拡充を求める意見書

国においては、昨年6月29日に少子化対策会議において「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」を決定し、今後、詳細な検討を行い平成25年度から新制度の施行を目指すとしている。

この新システムは、保育所入所を市町村の関与の下、保護者と保育所間の公的保育契約制度にするともに、民間企業を含む多様な事業主体の参入を促進するために、指定制度を導入するものであり、まさに、保育を産業化させようとするものである。

市町村の認定による保育サービス受給権に基づき、保育所を探し、保育所と契約を結ぶのは保護者の自己責任となること、保護者は市町村に認定された保育上限量の範囲内で保育所を利用し、これを超えた保育所の利用は保護者の応益負担となること、市場原理の導入により保育所が福祉から利益追求の場になる恐れがあること等から、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる事態が生じることも懸念される。

よって、国においては、質の高い保育を確保するため、次の事項

に配慮するよう要請する。

記

1. 国及び市町村の公的責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度ではなく、児童福祉法第2条及び第24条により、国及び市町村の保育の実施が明確に義務付けられている公的保育制度を堅持、拡充すること。
2. 国の責任において緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。
3. 規制緩和や待機児童解消の名の下に、児童福祉施設最低基準を後退させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

奈良県広陵町議会

(送付先 内閣総理大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣)

奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成立を求める意見書

奈良社会保険病院の存続については、一昨年の第173回臨時国会において社会保険病院・厚生年金病院等の「公的存続法案」が提出された。

しかし、第174回通常国会において、衆議院では可決されたものの、参議院においては国会会期不足から審議未了による廃案とされた。

社会保険病院・厚生年金病院の現保有者である独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO、以下「整理機構」)が昨年9月末に解散となることから、先の第175回臨時国会において「整理機構」の2年延長法案が出された。しかし、「整理機構」は施設を売却・譲渡し、年金、健康保険財政に資することを目的とした独立行政法人であり、その延長が将来に渡る安定的な施設の存続や、継続性のある地域医療の提供を担保するものではない。売却や譲渡への不安は、医師及び看護師などの離職を招き、地域に必要な診療科の不足や閉鎖など医療サービスの低下のみならず、地域住民の生命をも脅かし

かねない。それだけでなく、奈良県の医療体制にも重大な影響を及ぼすことも危惧される。

救急、小児救急医療や産科医療などの不採算医療、看護師不足改善への貢献など、地域医療の崩壊を食い止め、これまで続けてきた公的な医療機関としての機能を安定的に提供し、充実させていくためにも、引き続き、奈良社会保険病院が公的な医療機関として存続することが必要と考える。

さらに、すべての国民が等しく良質な医療サービスが受けられるためにも、国の責任において、社会保険病院・厚生年金病院等の公的存続法案を速やかに成立されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

奈良県広陵町議会

(送付先 内閣総理大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣)

医師・看護師・介護職員的大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとでも、医師・看護師などの懸命な努力によって支えられてきた。

しかし、医療現場は長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や、医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人員不足で努力だけでは限界にきている。

安全・安心の医療・介護実現のために、看護師など夜勤交替制労働者的大幅増員と労働条件の抜本的改善は不可欠となっている。医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしている制度が求められている。

以上の趣旨から、看護師等的大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下

記の事項について要望する。

記

1. ILO(国際労働機関)看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
2. 医療、社会保障予算を先進国(OECD)並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。
3. 国民(患者・利用者)の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

奈良県広陵町議会

(送付先 内閣総理大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣)